

# 1

## 第1章

### 住宅マスタープランの目的と位置付け

## 1 - 1 策定の目的

近年、少子・高齢化、高度情報化、国際化、価値観の多様化など、わが国の社会情勢は激変し、市民生活にさまざまな影響を与えています。

住宅及び住環境を取り巻く情勢も、少子・高齢化社会の進展、経済状況の変化、ライフスタイルの多様化等により、複雑化・多面化しています。

住宅マスタープランは、このような状況を踏まえた上で、市民の居住ニーズへの対応と地域の特性に合った住環境の実現に向け、市民、企業、行政が協働のもとに住宅政策を総合的・計画的に推進、促進するための基本的な指針となるものです。

## 1 - 2 住宅マスタープランの位置付け

ア 住宅マスタープランは、「第四次塩尻市総合計画」を受けて計画する部門計画であり、本市における今後の住宅政策の基本方向を定めるものです。

イ 地域の個性や魅力を生かした総合的な計画として策定するものです。

ウ 県が策定する長野県住宅マスタープランと密接に関係する計画です。

## 1 - 3 計画期間

計画の初年度は平成 18 年度とし、第四次塩尻市総合計画の目標年次と同じく平成 26 年度を目標年次とします。

なお、住宅マスタープランは、社会情勢、施策の実施状況、国や県の住宅政策の動向を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

## 塩尻市住宅マスタープランの位置付け

長野県住宅マスタープラン

第四次塩尻市総合計画  
国土利用計画第二次塩尻市計画

### 塩尻市住宅マスタープラン

公営住宅ストック総合活用計画

#### 《関連のある塩尻市の主な計画》

- ・都市計画マスタープラン
- ・中心市街地活性化基本計画
- ・環境基本計画
- ・地域福祉計画
- ・障害者福祉推進プラン
- ・地域防災計画
- ・市街地総合再生計画
- ・高齢者いきいき保健福祉計画
- ・地域省エネルギービジョン
- ・地域新エネルギービジョン
- ・過疎地域自立促進計画
- ・元気っ子育成支援プラン